

諮問番号：平成29年(処分)諮問第5号

答申番号：平成29年答申第6号

答申書

第1 審査会の結論

審査請求人A(以下「審査請求人」という。)が提起した処分庁西宮市長(以下「処分庁」という。)による保育所等の利用を保留とする利用調整(支給認定証番号〇〇〇〇)についての平成29年3月7日付け審査請求を棄却することが適当であるという審査庁西宮市長(以下「審査庁」という。)の意見は、妥当である。

第2 事実の経過

1 平成28年12月21日、審査請求人及び審査請求外B(以下兩名を総称する場合は「審査請求人ら」という。)は、処分庁に対し、審査請求人の子について、保育所等への入所申込みを行った。

審査請求人の子は、平成〇年〇月〇日生まれの〇歳児で、平成29年4月1日からの利用を希望しており、利用希望施設は、第1希望は〇〇〇〇、第2希望は〇〇〇〇、第3希望は〇〇〇〇、第4希望は〇〇〇〇であった。

2 平成29年2月10日、処分庁は、審査請求人らに対し、審査請求人の子について、保育所等の利用を保留とする利用調整(支給認定証番号〇〇〇〇。以下「本件処分」という。)をした。

本件処分の理由は、「希望保育所等の入所定員を超えるため」となっていた。

3 平成29年3月7日、審査請求人は、西宮市長に対し、本件処分の取消し及び保育所等利用の決定を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) いかなる審査基準によって入所の承諾・不承諾の審査をしているのか明らかでない(行政手続法(平成5年法律第88号)第5条違反)。
- (2) 保護者の就労のため保育の必要性を認めておきながら、入所不承諾としている(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項本文違反)。
- (3) 申込児童は保育の必要性のある児童であるのに入所不承諾となると、保育を受ける権利を侵害され、入所承諾された児童との間での不平等が生じる。また、審査請求人らも保育所を利用する権利を侵害され、就労が困難になるなどして困窮

する（憲法第13条、第14条違反）。

(4) 審査請求人の第二子は認可保育園の入園が内定している。申込児童である第一子が認可保育園に入園できれば得られるはずの保育料の軽減が得られず、複数児童の入所承諾された家庭との間の経済的不平等が生じる（憲法第14条違反）。

(5) よって、本件処分の取消し及び保育所等利用の決定を求める。

2 審査庁の主張

審査庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却することが適当であるとしている。

(1) 本件処分は、児童福祉法第24条及び行政手続法第5条に違反しているとはいえないため、違法又は不当な点は認められない。

(2) よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却するとともに、原処分を維持することが適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分が児童福祉法第24条に違反するか否かについて

ア 審査請求人は、本件処分について「保護者の就労のため保育の必要性を認めておきながら、入所不承諾としている」、「申込児童は保育の必要性のある児童であるのに入所不承諾となると、保育を受ける権利を侵害され、入所承諾された児童との間での不平等が生じる。また、審査請求人も保育所を利用する権利を侵害され、就労が困難になるなどして困窮する」、と主張するので、まず、本件処分が児童福祉法第24条に違反するか否かについて検討する。

イ 児童福祉法第24条第1項及び第2項の規定の趣旨からいえば、処分庁には保育を必要とする児童等に対し、保育所による保育をし、又は家庭的保育事業等により保育を確保するための措置を講じなければならない義務があるといえる。

一方で、児童福祉法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する同法第24条第3項においては、利用調整に関する規定が置かれ、同項の規定を受けて通知された「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」

（平成27年2月3日付府政共生第98号・雇児発0203第3号）の中で、「利用者ごとに保育の必要度について指数（優先順位）づけを行う」、「施設・事業所ごとに申請者の指数が高い方から順に利用をあっせんする」などと規定され

ており、利用希望者が保育所等の利用定員を上回る場合における優先利用について、客観的に妥当性のある行為として示されていることからすれば、保育の必要性は認められるとしても、結果として利用できない状況が生じる可能性も想定されているといえる。

ウ 以上の点を踏まえて本件について検討すると、本件処分の対象は、平成29年4月1日を利用開始日とする保育所等（第1希望：〇〇〇〇、第2希望：〇〇〇〇、第3希望：〇〇〇〇、第4希望：〇〇〇〇）についての利用調整であるが、申込締切日までの申込者を対象とした利用調整を実施した後、上記の保育所等にはいずれも〇歳児1名が入所できるだけの定員に空きがなかったとして処分庁が上記保育所等の利用を保留とした利用調整を行ったことが認められる。

エ 以上のようなことから、本件処分が児童福祉法第24条に違反するとはいえない。

(2) 本件処分が行政手続法第5条に違反するかについて

審査請求人は、「いかなる審査基準によって入所の承諾・不承諾の審査をしているのか明らかでない」ので、本件処分は行政手続法第5条に違反する、と主張する。

行政手続法第5条においては、行政庁は審査基準を定めるものとされ（同条第1項）、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない（同条第2項）、申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない（同条第3項）とされている。

本件についてみると、処分庁においては、審査基準として利用調整基準を定め、利用調整基準を定めた利用調整基準表は、少なくともホームページで公にされていることが認められる。

また、利用調整基準には、保育所等の入所定員に余裕がない場合の利用調整についての記載はないが、少なくともホームページには「希望施設に欠員がない場合は、利用できません。」と記載され、このことは、申込者に一定周知されていると認められる。

よって、本件処分は、行政手続法第5条に違反しない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性等についての検討

ア 憲法違反の主張について

審査請求人は、本件処分が憲法第13条及び第14条に直接違反するとも主張するようであるが、本件においては、その権利性は憲法の下位規範である児童福祉法第24条において具体化され、その法令違反という主張において憲法上の主張もすべて含まれていると解されることから、憲法上の権利につき独自

に審理を行う必要は存しない。

イ その他

本件処分には、他に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査会の判断の理由

1 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分が児童福祉法、行政手続法又は憲法に違反した違法又は不当な処分であるとして、当該処分の取消しを求めて本件審査請求をしたことが認められる。

2 本件処分が児童福祉法第24条に違反するか否かについて

本件処分について、児童福祉法第24条第1項及び第2項の規定の趣旨からいえば、処分庁には保育を必要とする児童等に対し、保育所による保育をし、又は家庭的保育事業等により保育を確保するための措置を講じなければならない義務があるといえるが、一方で、同法に利用調整に関する規定が置かれていることから、保育の必要性は認められるとしても、結果として利用できない状況が生じることが想定されていることが認められる。

以上の点を踏まえて本件について検討すると、本件処分の対象は、平成29年4月1日を利用開始日とする保育所等（第1希望：〇〇〇〇、第2希望：〇〇〇〇、第3希望：〇〇〇〇、第4希望：〇〇〇〇）についての利用調整であるが、申込締切日までの申込者を対象とした利用調整を実施した後、上記の保育所等にはいずれも〇歳児1名が入所できるだけの定員に空きがなかったとして処分庁が上記保育所等の利用を保留とした利用調整を行ったことが認められる。

よって、本件処分は、審理員意見書のとおり、児童福祉法第24条に違反するとはいえないと認められる。

3 本件処分が行政手続法第5条に違反するかについて

行政手続法第5条においては、行政庁は審査基準を定めるものとされ（同条第1項）、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない（同条第2項）、申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかななければならない（同条第3項）とされている。

本件処分について、処分庁は、審査基準として西宮市保育の利用の調整等に関する要綱で利用調整基準を定め、少なくともホームページで利用調整基準表及び保育所等の入所定員に余裕がない場合には保育所等を利用できない旨公表していることが認められる。

よって、本件処分は、審理員意見書のとおり、行政手続法第5条に違反しないと認められる。

4 上記以外の違法性又は不当性等についての検討

(1) 憲法違反の主張について

審査請求人は、本件処分が憲法第13条及び第14条に直接違反するとも主張するようであるが、本件においては、その権利性は憲法の下位規範である児童福祉法第24条において具体化され、その法令違反という主張において憲法上の主張もすべて含まれていると解されることから、審理員意見書のとおり、憲法上の権利につき独自に審理を行う必要は存しないと認められる。

(2) その他

本件処分には、他に違法又は不当な点は認められない。

5 まとめ

よって、本件処分に何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求を棄却することが適当であるという審査庁の意見は妥当であると判断する。

第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
平成29年6月6日	—	諮問書を受理
平成29年6月20日	第10回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
平成29年7月28日	第11回審査会	諮問内容の検討及び答申案の審議
平成29年9月4日	第12回審査会	諮問内容の検討及び答申案の審議
平成29年9月22日	—	答 申

西宮市行政不服審査会

会長 藤 本 久 俊

委員 近 藤 剛 史

委員 前田 雅子